



令和6年10月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和6年10月25日(金) 午後2時00分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 10番 清水 敏明 委員
議席番号 11番 小嶋 清子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地形状変更届の受理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について



別 紙

出欠	議席 番号	氏 名	住 所	備 考
出席	1	飛 澤 正 志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
欠席	2	大 口 昂 帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
出席	3	高 澤 富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松 澤 孝	飯山市大字静間 1744 番地	
出席	5	武 田 一 清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡 田 忠 治	飯山市大字其綿 406 番地	
出席	7	西 條 亀美夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
出席	8	望 月 晃 一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤 本 英 喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
出席	10	清 水 敏 明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小 嶋 清 子	飯山市大字旭 6181 番地 1	
出席	12	清 水 勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春 日 孝 利	飯山市大字緑 1358 番地	
欠席	14	嶋 津 正 道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼 田 浩 子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石 田 慶 子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福 澤 千 鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
欠席	18	足 立 久 子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小 林 嘉 之	飯山市大字常郷 2996 番地	
欠席	20	金 崎 恵	飯山市大字豊田 803 番地	
出席	21	廣 川 順 一	飯山市大字照岡 649 番地 1 の 2	
出席	22	市 村 孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	



事務局長	皆さま大変お疲れさまでございます。ただいまより10月の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の全体のスケジュールを先に申し上げます。これから4時まで通常の総会を行いまして、4時から5時の1時間につきましては、先にご案内させていただきました通り市長と農業委員会との懇談会・意見交換会ということで進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは会長の方からご挨拶よろしくお願いします。
会 長	皆様お忙しい中ありがとうございます。今月の月例会、市長との懇談会が入っております。議案の方は皆さんで審議していただきますが、その後の懇談会の中で前回出ましたような皆さんの思いを市長に伝えて、市長がどうお答えしていただけるかというところのお話がちょっと楽しみでもありますので、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局より経過報告をお願いします・ 【事務局より資料に基づき経過報告】
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	2番大口委員 14番嶋津委員 18番足立委員 20番金崎委員です。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号 10番 清水委員、11番 小嶋委員にお願いいたします。
議 長	これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は7件です。 議案第1号について、受付番号26番～32番は所有権移転に関する件になります。 【 所有権移転 受付番号26番～32番 議案書をもとに朗読と説明 】 ご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足をお願い



	します。26番の補足をお願いします。
21番	先ほど事務局の方からお話があった通りです。△△さんのお母さんはもう3年ほど前に亡くなり、空き家バンクの方に登録されていました。〇〇さんの田んぼのそばということもあり全部買い取ったということです。野菜を栽培するということでお話を伺いました。
議長	27番の補足説明をお願いします。
1番	〇〇さんとお会いしてお話を聞いてきました。もう更地になっていて、いつでも家は建てられることができる状態です。先ほど事務局からもお話ありましたように、来春、雪解けを待って、おうちを建てて、その隣の農地で家庭菜園をして何かを作りたいということを聞いております。問題ないと思います。
議長	28番の補足説明をお願いします。
13番	譲受人の〇〇さんが、譲渡人の△△さんの耕作をしてない畑を見てぜひ売ってほしいと交渉されて今回売買されたということでした。とても勉強されていて、来春から土作りをして作付けをしていきたいとおっしゃっていました。
議長	この譲受人の〇〇さんは元々耕作されていらっしゃるということですよ。
13番	そうです。
議長	ありがとうございます。 次に29番の補足説明をお願いします。
8番	譲渡人の△△さんと譲受人の〇〇さんがいと同じく、譲渡人にはもう一人弟さんがいました。この方はずっと耕作をされていましたが、亡くなって、耕作をする方がいなくなり、譲受人さんの家で管理されていました。グレンデのすぐ周りのところで、現場見させてもらったんですが、花栽培していて継続していく形です。
議長	30番の補足説明をお願いします。
21番	先程の説明のとおり、譲受人の隣近所に譲渡人の家があったんですが、今年の春に壊して何もなくなっています。田んぼの方は圃場整備の終わった田んぼで現在も作っておられるみたいです。譲渡人の△△さんは無償でも



	いいからやってほしいということで〇〇さんが受けたそうです。
議 長	3 1 番の補足説明をお願いします。
4 番	△△さんと〇〇さんは親戚関係になるわけですが、△△さんは既につくば市に家を建てて居住されておりますが、両親が亡くなられて現在空き家で売りに出ているという状況です。飯山に戻ることがないということで、農地の相談しているところ、シャインマスカットや他の栽培を始めている〇〇さんが購入したいということです。特に問題はないと思います。
議 長	3 2 番の補足説明をお願いします。
6 番	〇〇さんに連絡しました。私よく知っているんですけど、〇〇さんはシャインマスカットを1ヘクタールほどやっていて、普通の野菜を作りたいということで探していたところ、その土地があるという事で今回△△さんから譲受けるということです。△△さんは84歳です。将来の事を考えて〇〇さんに譲ることになったそうです。
議 長	ご意見ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 次の担い手にしっかり渡っているか、耕作が継続される条件は揃っているか、というところだけチェックしていただければいいのかなと思っております。
議 長	それでは採決に入ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は1件 【受付番号 7番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	ありがとうございました。 7 番の補足説明をお願いします。
1 番	お話を聞いて参りました。〇〇さんが買いたいということで、ちょうどこの地図でいくと西回り線の土地になります。現場を見てきましたが、第3種農地ということで出ておりますので特に問題はないと思います。



議 長	ご意見ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんはなにかご意見ございますか。 それでは採決に入ります。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【 貸借 （中間管理） 受付番号 325番～372番 貸借（経営基盤法） 受付番号 373番～411番 議案書をもとに朗読と説明】 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。
8 番	今回私が担当している場所がたくさんありまして、手元の資料と突合したら地番と地図が違っている場所がありました。それから質問ですが、利用権設定に係る要件、これ具体的に教えてもらっていいですか。わからないところは7ページを見るということでしょうか。アスタリスクがかかっているところの注意書きですよ。〇〇さんという方は、Iターンで農業やりたいと来た人で、早く決まったなと思って。アスタリスク4はどうか。どうしてこれ契約できるのかと。
事務局	アスタリスクの4についてご説明をいたします。これは契約書上に書いてもらっている人数を多分入れているだけだと思います。
8 番	例えば農業従事者の縛りとか。第一種兼業農家までという縛りはないですか。
事務局	そうですね。
8 番	別にサラリーマンだからって兼業農家もあるのでそれが農業従事者じゃないっていうわけではないんです。ただ僕の中では第一に第一種兼業農家



	が農家とされているんですよ。なので僕の概念の中でその方は第二種兼業農家までの評価だと思っているんですよ。地元の人本当にちゃんと審査してるのかなと思って。 もう一つ質問いいですか。契約期間10年ってなっていますが。開発公社の判断だからこちらは全然わからないってことにされたら、あまり合理的じゃないと。期間5年10年とあるのはわかったんですけど、こちらで決めないからわからないですよ。
事務局	そうですね。
議長	他にご意見、ご質問はありますか。 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員賛成）
議長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地形状変更届の受理について」 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。 よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 沼田 浩子

1 0 番 清水 敏明

1 1 番 小嶋 清子